

令和2年5月12日

会員 各位

一般社団法人東京都病院薬剤師会  
会長 林 昌洋

「新型コロナウイルス感染症の対応について（日病薬発第 2020-15 号）」  
に関する情報提供

都内では新型コロナウイルス感染症患者受け入れ病床の逼迫、感染対策上の制約によるスタッフの人的負担増加、個人防護具が潤沢には得られない状況下の院内感染予防の問題等が重くのしかかっていること承知しております。

各ご施設の方針の下、医療提供体制と薬剤業務の維持に努めておられることと思えます。本当にご苦労様です。

今般、日本病院薬剤師会より別掲の通知が届きましたのでお知らせいたします。

なお、都内の医療機関の感染対策の現状、病院勤務のあり方を考慮すると、当会として他の医療機関の薬剤師が業務支援を行うことを調整することは現状では困難と判断いたしました。ご賢察いただけますようお願い致します。

※ 本件に関連したご意見、ご要望、お問い合わせにつきましては、当会ホームページ「お問い合わせ」からご連絡いただけますようお願い致します。

日病薬発第 2020-15 号  
令和 2 年 4 月 24 日

都道府県病院薬剤師会会長 殿

一般社団法人 日本病院薬剤師会  
会 長 木 平 健 治



### 新型コロナウイルス感染症の対応について

平素より、日本病院薬剤師会の活動にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

我が国において、新型コロナウイルスの感染者は増加の一途をたどり、4月7日（火）改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく初の緊急事態宣言が7つの都府県に発せられ、さらに4月16日（木）には、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されております。

新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、感染された方々の一日も早い回復をご祈念申し上げます。

各都道府県病院薬剤師会におかれましては、新型コロナウイルス感染症において最も危惧される医療崩壊を防ぐために、会員施設の薬剤師が、チーム医療の一員として医薬品の安定供給と適切な薬物療法の提供に努めていただくための支援策についてご検討されていることと思います。

本会では、各都道府県病院薬剤師会を通して、医療機関の薬剤師や薬剤部門で働くスタッフが、新型コロナウイルスに感染、もしくは濃厚接触者の扱いとなった等の理由により、当該医療機関の薬剤部門の業務に支障が出ている事例を収集しており、これまでに数例の報告をいただいているところです。

新型コロナウイルス感染症の影響で、薬剤部門の業務に支障をきたしている医療機関に対しては、近隣の医療機関の薬剤師が協力して当該医療機関の業務支援を行うことが支援方法の一つとして考えられます。

つきましては、都道府県病院薬剤師会会長が調整役となり、施設間の相互支援により業務支援を行っていただいた場合に、支援金として1名につき3,000円（交通費及び日当を含む）の支給に加え、支援先の医療機関で取り扱った医薬品による事故により被る損害への損害賠償責任保険、業務支援を行う医療機

関への移動中に被った傷害を補償する国内旅行傷害保険（死亡・後遺障害、入院、通院）等への加入手続きを本会が行い、保険料についても本会が負担することといたしました。

貴会におかれましては、貴下会員に周知いただくとともに、貴下会員で業務支援を行っていただいた事例がございましたら、貴会で情報をお取りまとめいただき、本会までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

保険に関する手続き等については、派遣前に会員名等の情報を保険会社に登録する必要がございますので、事前にご連絡を頂戴できれば幸いです。

なお、該当者への支援金の振込については、支援活動終了後、貴会へ一括して振込をさせていただきます。

4月29日(水)から5月6日(水)の間、本会事務局は休業させていただきます。休業中のご連絡等については、メールにて対応させていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

<連絡先>

一般社団法人 日本病院薬剤師会  
事務局（長谷川・菅田）

TEL : 03-3406-0485

e-mail : honbu@jshp.or.jp

令和2年5月1日

都道府県病院薬剤師会会長 殿

一般社団法人 日本病院薬剤師会

### 新型コロナウイルス感染症の対応に関するQ & Aについて

平素より、日本病院薬剤師会の活動にご協力いただき御礼申し上げます。

さて、薬剤部門の業務に支障をきたしている医療機関の支援については、「新型コロナウイルス感染症の対応について（令和2年4月24日付日病薬発第2020-15号）」により通知しているところですが、本件に係るQ & Aを下記のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

Q1：どのような場合に支援が受けられるのですか。

A1：業務に支障のある病院が発生した場合、同じ法人等のグループ病院から、支援を受けることが出来ると考えられます。その場合は今回の支援対象に含まれません。今回想定しているのは、特に中小病院等、薬剤師が少ない施設で、グループ病院等の支援が受けられず、病院薬剤師会に相談があった場合等を支援対象として考えています。

また、ホテル等を利用した新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養に対し、自治体等から派遣要請を受け、活動を行った薬剤師に対しても、同様の支援を行う予定です。ただし、自治体等から旅費等が充当される場合も想定されますので、打診を受けた際は、個別にご相談ください。

Q2：「会長が調整役になって」と記載されていますが、病院間で話し合いが行われた結果、薬剤師の業務支援が行われ、これが事後報告された場合、支援対象になるのでしょうか。

A2：支援金の助成を行うことは、当会内の処理になりますので、事後でも支援は可能です。一方、国内旅行傷害保険の手続きについては、原則として事前に連絡することとなっておりますので、事前にご一報いただければ幸いです。

Q3：支援を行った病院の薬剤師が、元の職場に復帰する際、2週間の自宅待機を要請されました。その際の補償を日病薬で行っていただくことは可能でしょうか。

A3：本会が契約する保険は、支援先の医療機関で取り扱った医薬品による事故により被る損害への損害賠償責任保険、業務支援を行う医療機関への移動中に被った傷害を補償する国内旅行傷害保険（死亡・後遺障害、入院、通院）等を補償するものですので、休業補償は対象になりません。本会としても、休業補償はできかねますので、予めご了承ください。